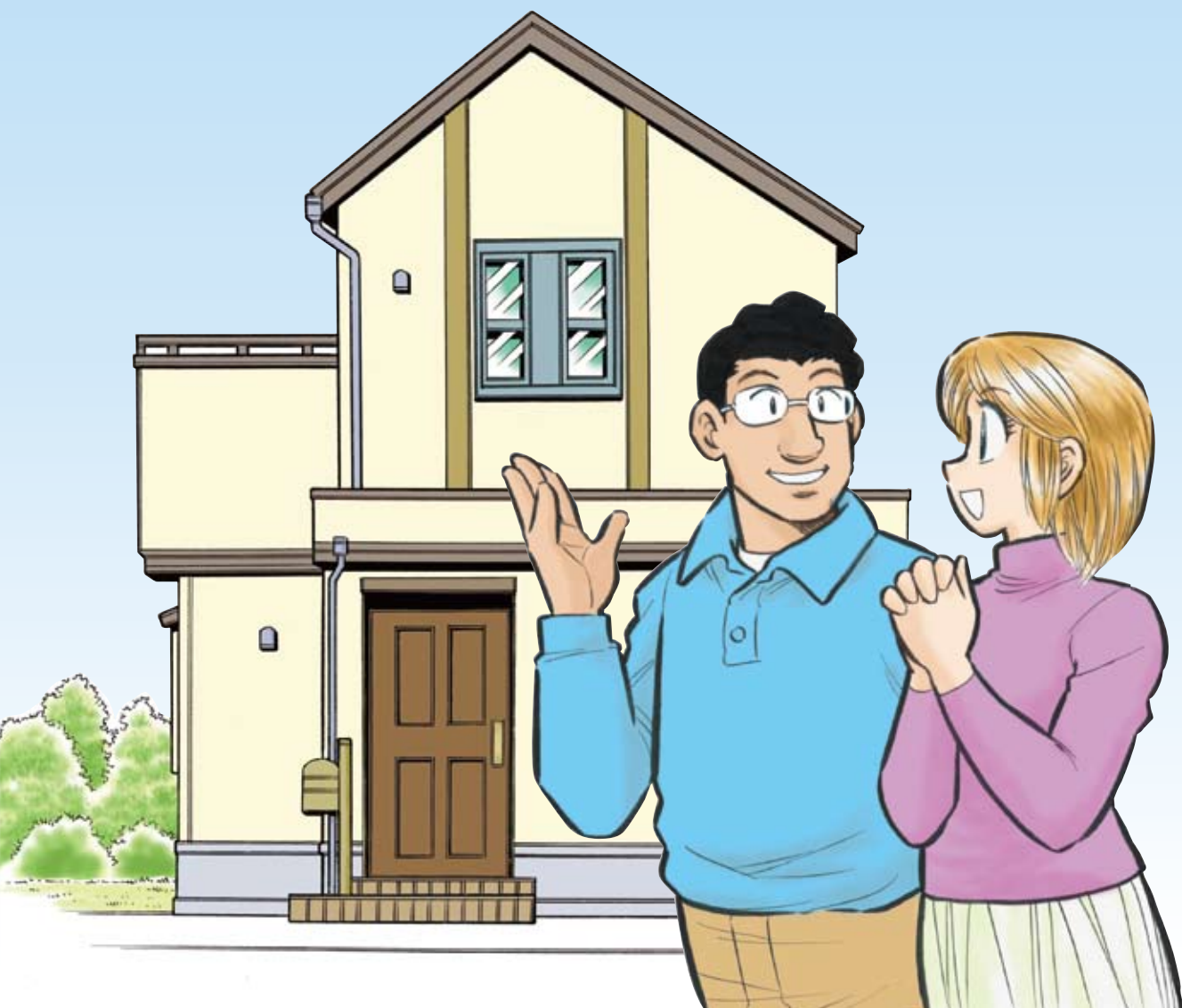


まんがでわかる 「住宅かし担保履行法」

平成21年10月1日スタート



監修：国土交通省 住宅局住宅生産課／総合政策局建設業課・不動産業課
発行：財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

まんがでわかる「住宅かし担保履行法」

目次

- P2 **新築住宅の購入で不安なこと。**
- P3 **住宅にも保証はあるの？**
- P4 **新しい法律はどんな法律？**
- P5 **ポイント！住宅かし担保履行法とは**
- P6 **「住宅かし保険」とは、どんな保険？**
- P7 **「住宅かし保険」の保険会社とは？**
- P8 **トラブルになりそうなきには？**
- P9 **ポイント！住宅かし保険とは**
- P10 **もう一つの制度、「供託」とは？**
- P11 **ポイント！供託とは**
- P12 **Q&A**
Q1 「かしたんぼせきにん瑕疵担保責任」ってなんですか？
Q2 どんなかし瑕疵なら直してもらえるの？
Q3 「住宅かし保険」の保険料は、誰が払うの？
- P13 **Q4** 保険金は欠陥を直す工事代金だけ？ほかの費用も支払われるの？
Q5 住宅専門の保険会社ってどんなところ？
Q6 保険に入っているかどうかを、いつ確認すればいいの？
- P14 **Q7** どんなトラブルの紛争処理をしてもらえるの？
- P15 **Q8** 「供託」って、いくらぐらいが預けられているの？
Q9 供託金は、住宅事業者が途中で引き出して使ったりして減ることはないの？
Q10 きちんと供託しているかどうかを、いつ確認すればいいの？
- P16 **住宅瑕疵担保責任保険法人 一覧**
- P17 **指定住宅紛争処理機関（単位弁護士会） 一覧**
- 付録 安心マイホームチェックシート

※「かし瑕疵」とは、備えているべき品質や性能が欠けていること。欠陥とほぼ同じ意味になります。



彼の名は
おおすみ たくろう
大住 宅郎。
大住工務店の2代目。
肩書は、一応専務だが
雑用も全部
宅郎の仕事。



新築住宅の購入で不安なこと。







ポイント！住宅かし担保履行法とは

▶▶ポイント ① 住宅にも保証はあるの？

- 新築住宅は、「住宅品質確保法」によって10年間の保証があります。
- かし瑕疵（欠陥）が見つかった場合には、住宅事業者が、無料で直さなければなりません。【=かし たん ぼ せ き に ん瑕疵担保責任】
- 保証されるのは、住宅の構造耐力上主要な部分と、雨水の浸入を防止する部分です。

▶▶ポイント ② 新しい法律はどんな法律？

- 住宅事業者は保険に加入したり、保証金を預けておくことで、万が一、住宅事業者が倒産した場合でも、欠陥を直すための費用を確保することが、新しい法律で義務づけられました。
- この新しい法律は、じゅうたく かし たん ぼ り こう ほう「住宅瑕疵担保履行法」と言います。
- この法律の対象となるのは、消費者に新築住宅を引き渡す「建設業者」や「宅建業者」といった住宅事業者です。

「住宅かし保険」とは、どんな保険？

ポイント 3
▶▶9ページ



「住宅かし保険」の保険会社とは？

ポイント **4**
▶▶9ページ



